

図表 5 6 【職務従事日数 11 日以上の事件】判決人員とその割合の推移

	累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
全事件	3,801	142	1,506	1,525	628
職務従事日数 11日以上の 事件	100	-	16	48	36
割合(%)	2.6	-	1.1	3.1	5.7

図表 5 7 【職務従事日数 11 日以上の事件】選定された裁判員候補者数の平均の推移

	累計		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年 (5月末)	
	判決人員	選定された裁判員候補者数の平均	判決人員	選定された裁判員候補者数の平均	判決人員	選定された裁判員候補者数の平均	判決人員	選定された裁判員候補者数の平均	判決人員	選定された裁判員候補者数の平均
総数	3,801	86.8	142	94.5	1,506	84.0	1,525	86.5	628	92.7
職務従事日数 11日以上の事 件	100	172.3	-	-	16	155.6	48	171.0	36	181.5
職務従事日数 10日以下の事 件	3,701	84.5	142	94.5	1,490	83.2	1,477	83.7	592	87.3

図表 5 8 【職務従事日数 11 日以上の事件】選任された補充裁判員数
制度施行～平成 24 年 5 月末

	判決件数	選任された 補充裁判員の総数 (人)	選任された 補充裁判員数の平均 (人)
総数	3,595	7,630	2.1
職務従事日数 11日以上の事 件	86	305	3.5
職務従事日数 10日以下の事 件	3,509	7,325	2.1

図表 5 9 【職務従事日数 11 日以上の事件】裁判員に選任された補充裁判員数
制度施行～平成 24 年 5 月末

	判 決 件 数						判決1件当たりの裁判員に選任された補充裁判員数の平均	裁判員に選任された補充裁判員の割合
	総数	裁判員に選任された補充裁判員						
		0人	1人	2人	3人	4人以上		
総数	3,595	3,269	309	16	1	-	0.1	10.5件に1人
職務従事日数 11日以上の事 件	86	61	24	1	-	-	0.3	3.3件に1人
職務従事日数 10日以下の事 件	3,509	3,208	285	15	1	-	0.1	11.0件に1人

図表 6 0 【職務従事日数 11 日以上の事件】平均審理期間及び平均公判前整理手続期間の推移
(自白否認別)

		総数	職務従事日	職務従事日数11日以上				職務従事日
			数11日以上の事件	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年(5月末)	
総数	判決人員	3,801	100	-	16	48	36	3,701
	平均審理期間(月)	8.5	17.0	-	14.1	17.8	17.1	8.3
	うち公判前整理手続期間の平均(月)	5.9	13.7	-	9.6	14.4	14.8	5.7
	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.6	3.3	-	4.5	3.4	2.3	2.6
自白	判決人員	2,310	8	-	3	3	2	2,302
	平均審理期間(月)	7.2	14.6	-	15.0	15.0	13.5	7.2
	うち公判前整理手続期間の平均(月)	4.7	10.5	-	10.5	10.5	10.5	4.7
	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.5	4.1	-	4.5	4.5	3.0	2.5
否認	判決人員	1,491	92	-	13	45	34	1,399
	平均審理期間(月)	10.4	17.2	-	13.8	18.0	17.3	10.0
	うち公判前整理手続期間の平均(月)	7.7	14.0	-	9.3	14.6	15.0	7.3
	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.7	3.2	-	4.5	3.4	2.3	2.7

図表 6 1 【職務従事日数 11 日以上の事件】平均評議時間(自白否認別)
制度施行～平成 2 4 年 5 月末

	総数		自白		否認	
	判決件数	平均評議時間(分)	判決件数	平均評議時間(分)	判決件数	平均評議時間(分)
総数	3,595	536.4	2,155	442.2	1,440	677.3
職務従事日数11日以上の事件	86	1,531.9	7	1,381.4	79	1,545.2
職務従事日数10日以下の事件	3,509	512.0	2,148	439.2	1,361	626.9

図表 6 2 【職務従事日数 11 日以上の事件】裁判員経験者アンケート結果の比較

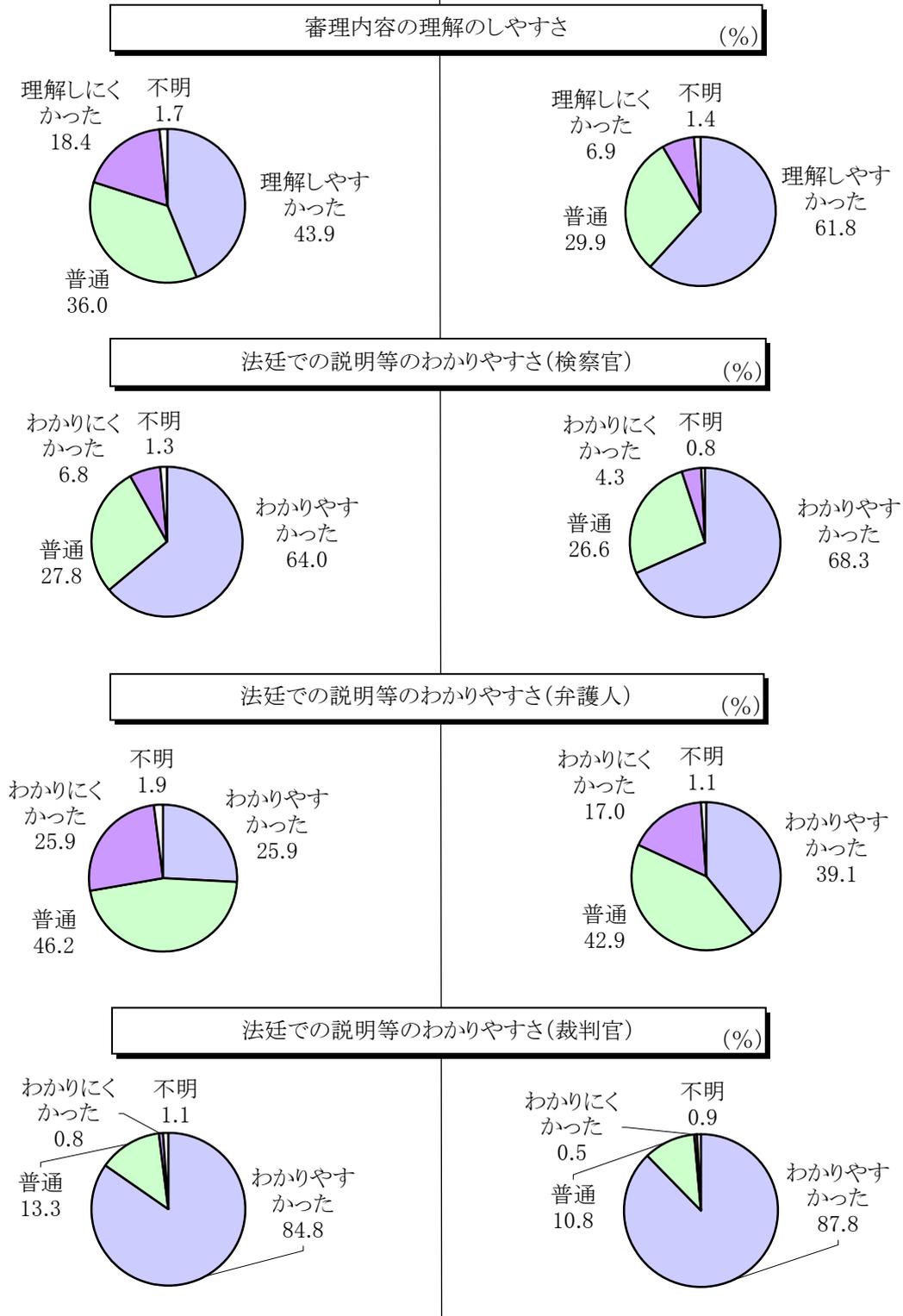
制度施行～平成 24 年 5 月末

【職務従事日数 11 日以上の事件】

n=528

【職務従事日数 10 日以下の事件】

n=20,472



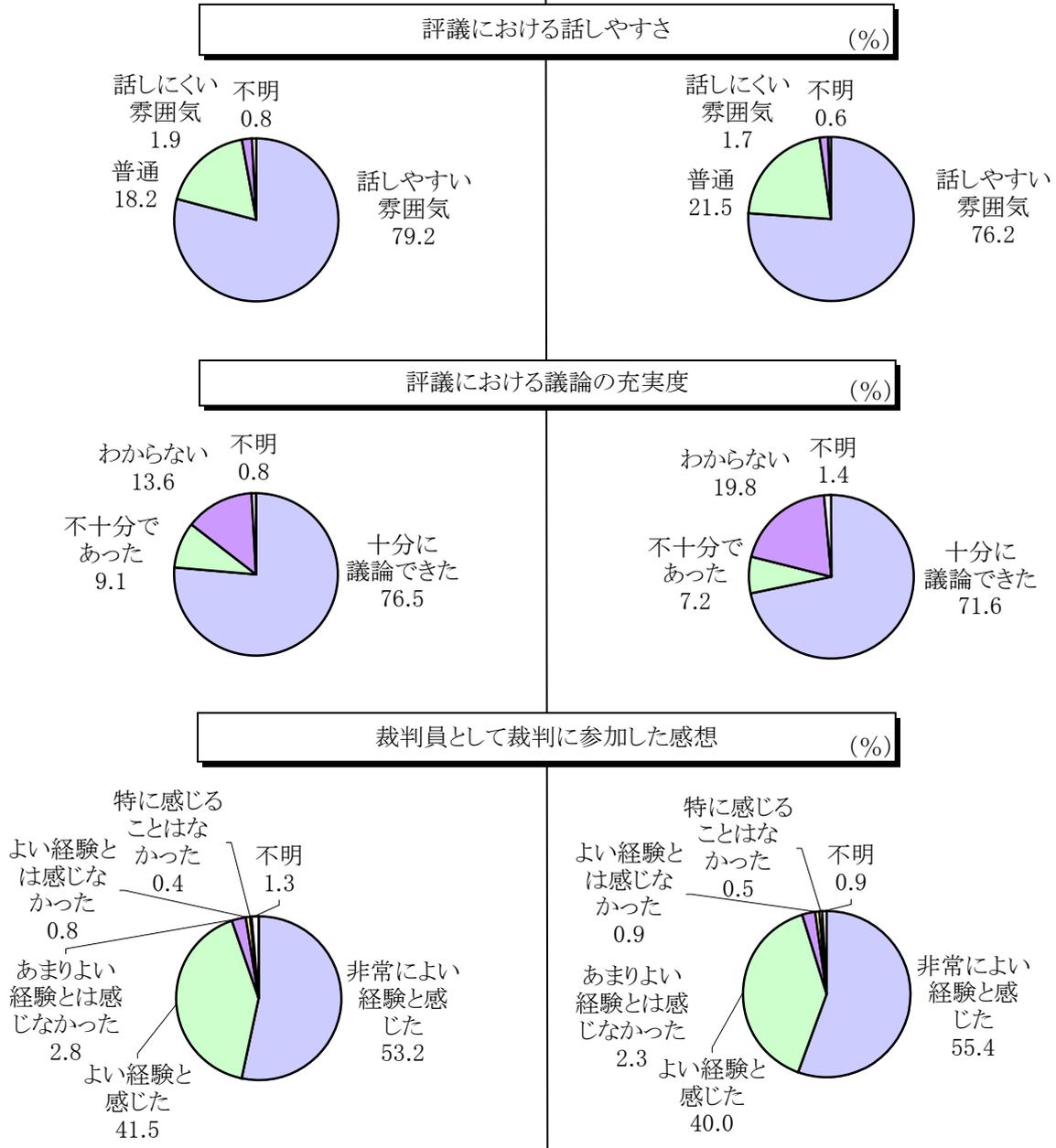
(図表6 2つづき)

【職務従事日数11以上の事件】

n=528

【職務従事日数10日以下の事件】

n=20,472



図表 6 3 【精神鑑定実施事件】鑑定結果の報告方法及びこれに関するカンファレンスの実施状況

制度施行～平成24年5月末

精神鑑定実施事件 総数	うち公判廷で鑑定 結果の報告が行わ れた事件	鑑定結果の報告方法			うち鑑定結果の報 告方法等について カンファレンスが 行われた事件
		鑑定書の取調べ	鑑定人によるプレ ゼンテーション及び 鑑定人の尋問	鑑定人の尋問のみ	
105	100	20	90	1	95

(注) 鑑定結果の報告方法が複数ある場合には、それぞれに計上した。

図表 6 4 【精神鑑定実施事件】裁判員経験者アンケート結果の比較

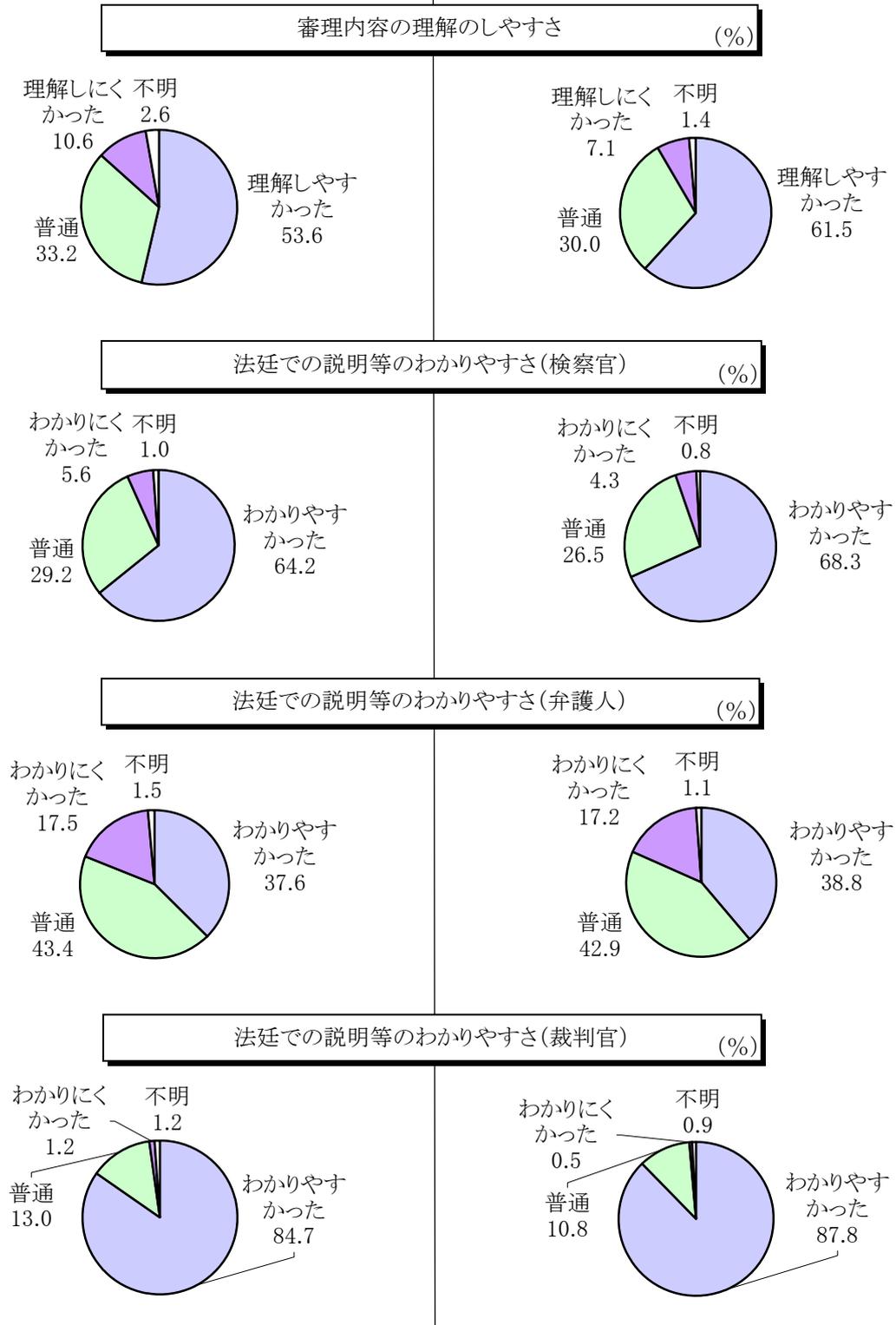
制度施行～平成24年5月末

【精神鑑定実施事件】

n=606

【精神鑑定非実施事件】

n=20,394



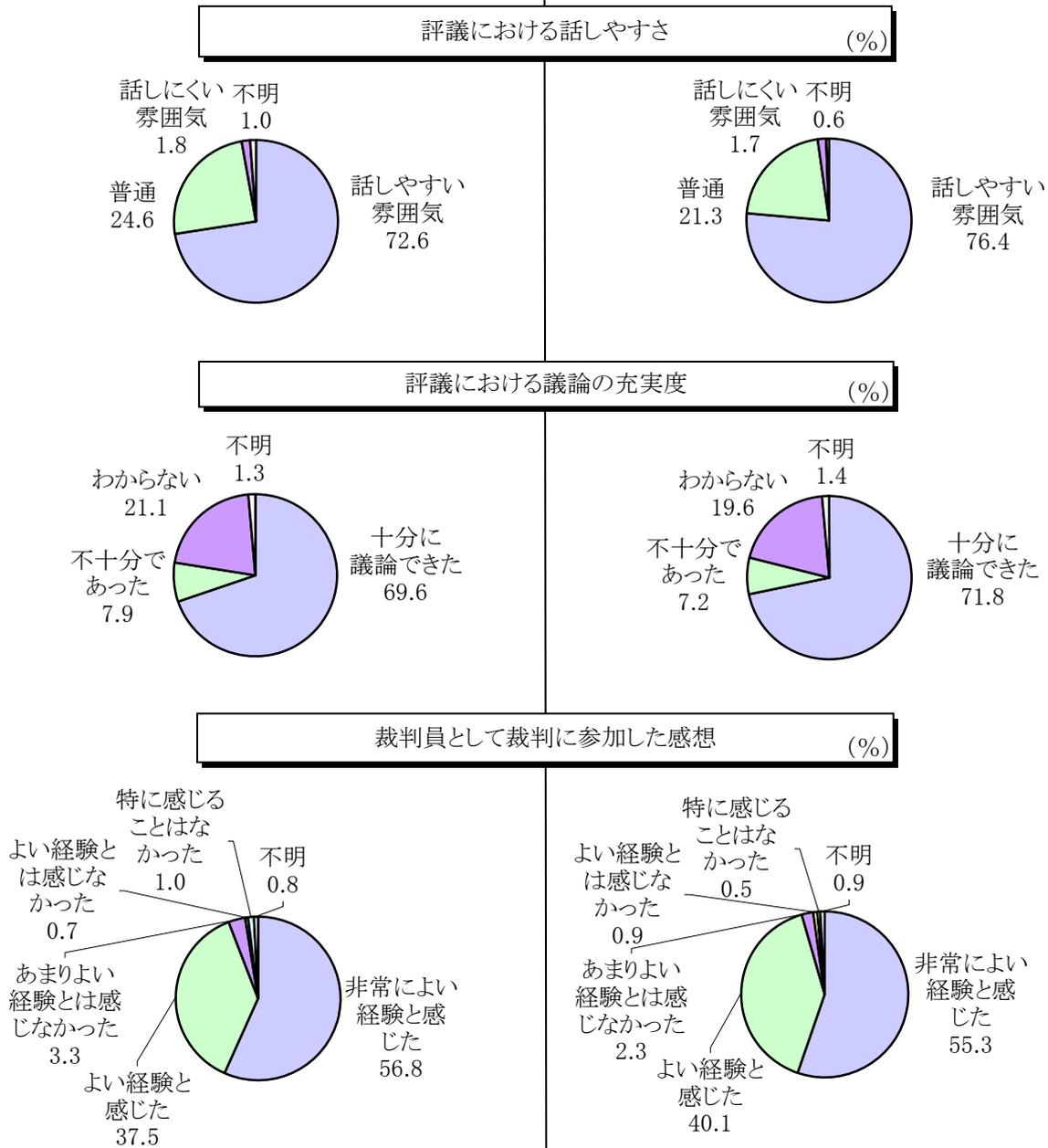
(図表6 4つづき)

【精神鑑定実施事件】

n=606

【精神鑑定非実施事件】

n=20,394



図表 6 5 【区分審理事件】区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳
 制度施行～平成 2 4 年 5 月末

判決人員	審判の数				
	2個	3個	4個	5個	6個以上
34	32	2	-	-	-

(注) 審判の数は、区分事件審判の数と併合事件審判の数の合計である。

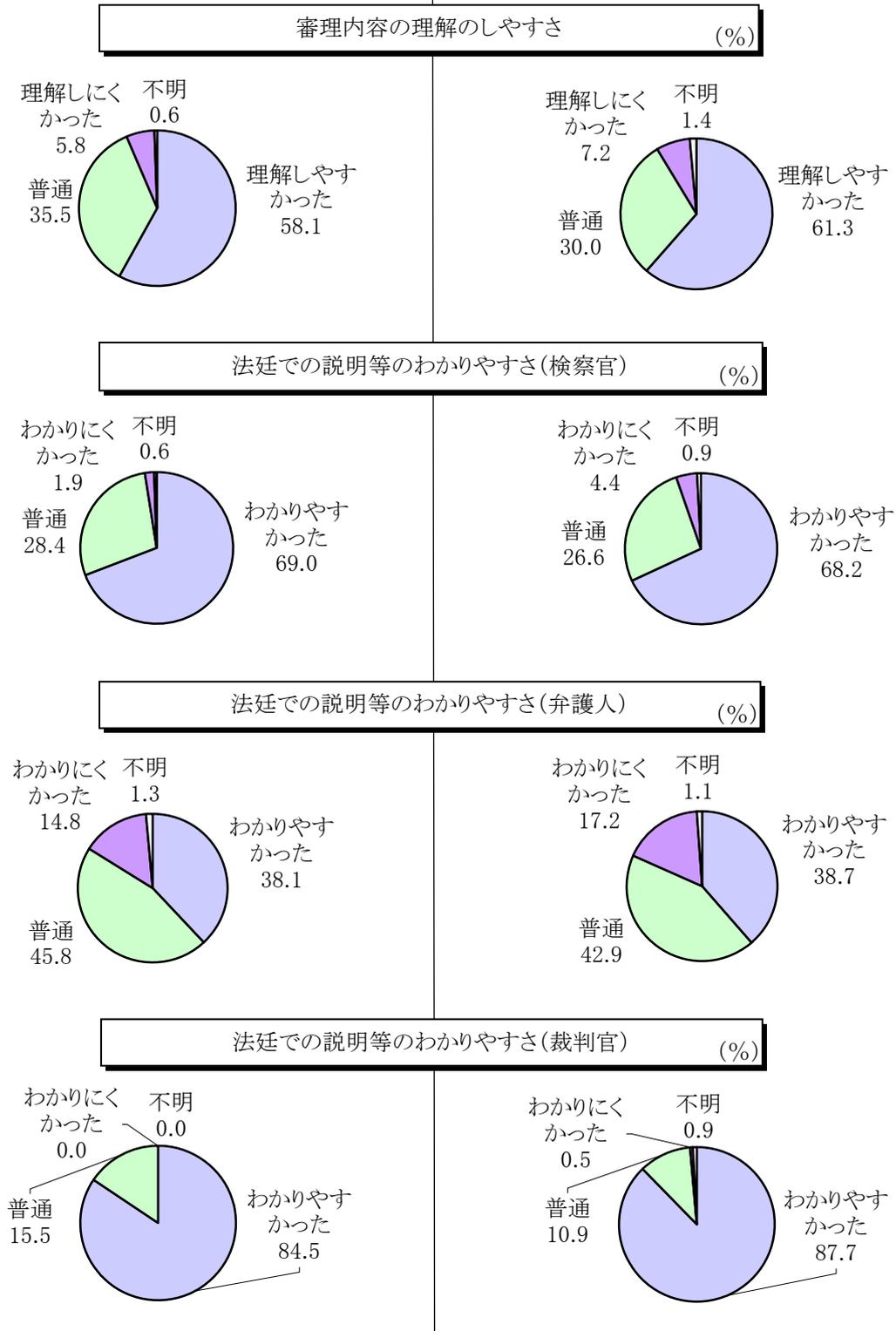
図表 6 6 【区分審理事件】裁判員経験者アンケート結果の比較

制度施行～平成24年5月末

【区分審理事件(併合事件審判)】

n=155

【区分審理事件(併合事件審判)以外の事件】 n=20,845

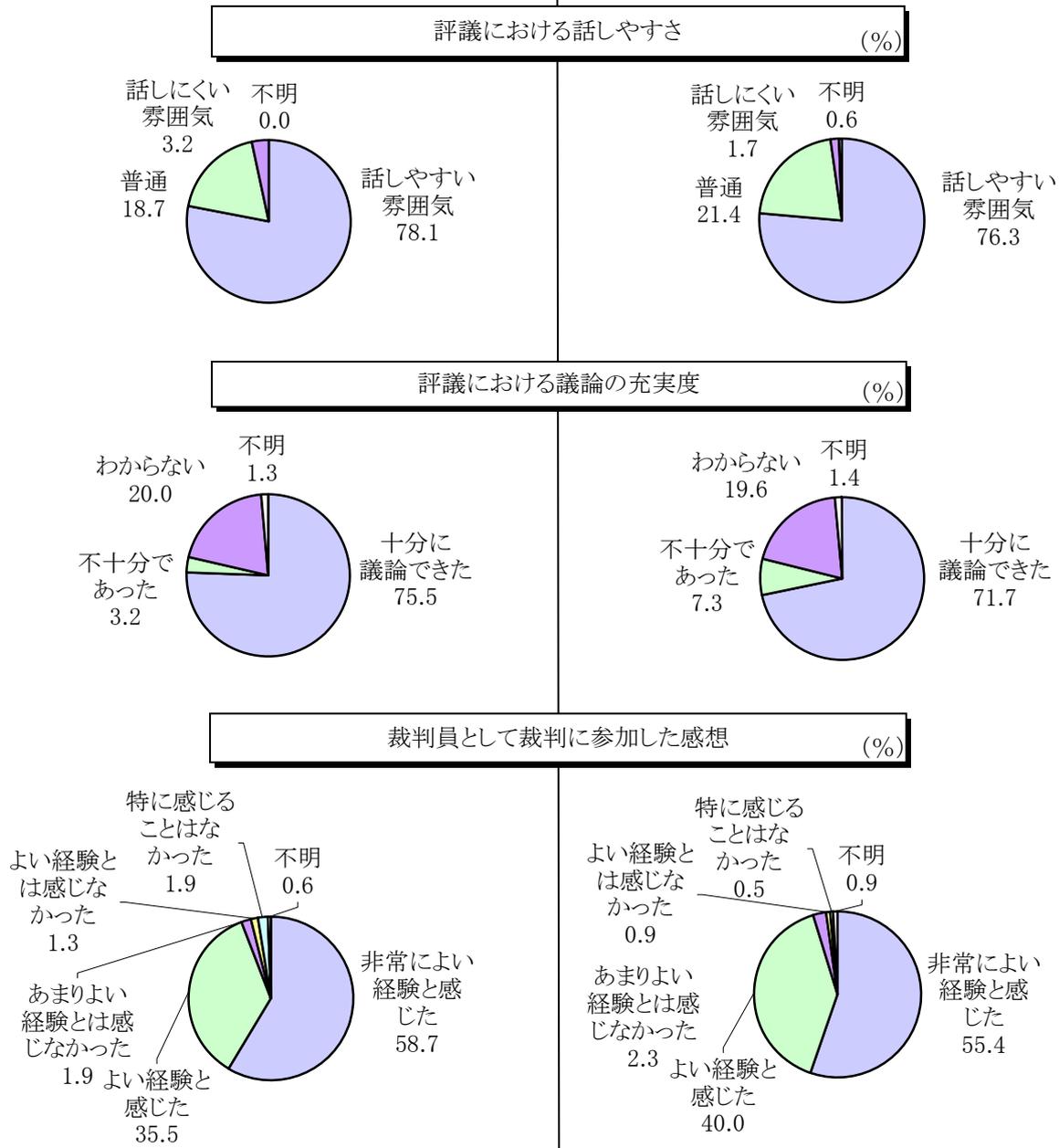


(図表6.6つづき)

【区分審理事件(併合事件審判)】

n=155

【区分審理事件(併合事件審判)以外の事件】 n=20,845



図表 6 7 【死刑求刑事件】罪名別の終局結果

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決人員	18	-	5	10	3
	死刑	14	-	3	9	2
	無期懲役	3	-	1	1	1
	無罪	1	-	1	-	-
殺人	判決人員	9	-	3	3	3
	死刑	6	-	2	2	2
	無期懲役	3	-	1	1	1
	無罪	-	-	-	-	-
強盗殺人	判決人員	9	-	2	7	-
	死刑	8	-	1	7	-
	無期懲役	-	-	-	-	-
	無罪	1	-	1	-	-

図表 6 8 【死刑求刑事件】各段階における裁判員候補者数の比較

制度施行～平成24年5月末

選定数

	全事件	死刑求刑事件	職務従事日数 12日以上 の事件 (死刑求刑事件 を除く)
判決人員	3,801	18	57
選定された裁判員候補者数(A)	329,967	3,340	11,036
判決人員1人当たり(人)	87	186	194

出席率

	全事件	死刑求刑事件	職務従事日数 12日以上 の事件 (死刑求刑事件 を除く)
選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数(B)	146,258	1,109	3,449
選任手続期日に出席した裁判員候補者数(C)	115,695	811	2,476
出席率(C/B)(%)	79.1	73.1	71.8

辞退率

	全事件	死刑求刑事件	職務従事日数 12日以上 の事件 (死刑求刑事件 を除く)
調査票により辞退が認められた裁判員候補者数(D)	89,060	951	3,630
辞退率(D/A)(%)	27.0	28.5	32.9
質問票により辞退が認められた裁判員候補者数(E)	84,488	1,172	3,679
辞退率(E/A)(%)	25.6	35.1	33.3
選任手続期日当日に辞退により不選任決定が された裁判員候補者数(F)	14,571	201	549
辞退率(F/C)(%)	12.6	24.8	22.2
辞退率((D+E+F)/A)(%)	57.0	69.6	71.2

図表 6 9 【死刑求刑事件】平均職務従事日数の比較（自白否認別）

制度施行～平成 2 4 年 5 月末

	総数		自白		否認	
	判決件数	平均職務従事日数	判決件数	平均職務従事日数	判決件数	平均職務従事日数
全事件	3,595	4.7	2,155	3.9	1,440	6.0
死刑求刑事件	18	15.2	6	11.8	12	16.9
職務従事日数 12日以上の事件 (死刑求刑事件を除く)	47	15.1	1	12.0	46	15.2

図表 7 0 【死刑求刑事件】平均審理期間及び平均公判前整理手続期間の比較（自白否認別）

制度施行～平成 2 4 年 5 月末

	総数				自白				否認			
	判決 人員	平均審 理期間 (月)	うち 公判前 整理手 続期間 の平均 (月)	うち 公判前 整理手 続以外 に要し た期間 の平均 (月)	判決 人員	平均審 理期間 (月)	うち 公判前 整理手 続期間 の平均 (月)	うち 公判前 整理手 続以外 に要し た期間 の平均 (月)	判決 人員	平均審 理期間 (月)	うち 公判前 整理手 続期間 の平均 (月)	うち 公判前 整理手 続以外 に要し た期間 の平均 (月)
総数	3,801	8.5	5.9	2.6	2,310	7.2	4.7	2.5	1,491	10.4	7.7	2.7
死刑求刑事件	18	16.2	12.7	3.5	6	15.0	9.5	5.5	12	16.8	14.3	2.5
死刑求刑事件 以外の事件	3,783	8.4	5.9	2.5	2,304	7.2	4.7	2.5	1,479	10.4	7.7	2.7

図表 7 1 【死刑求刑事件】裁判員経験者アンケート結果の比較

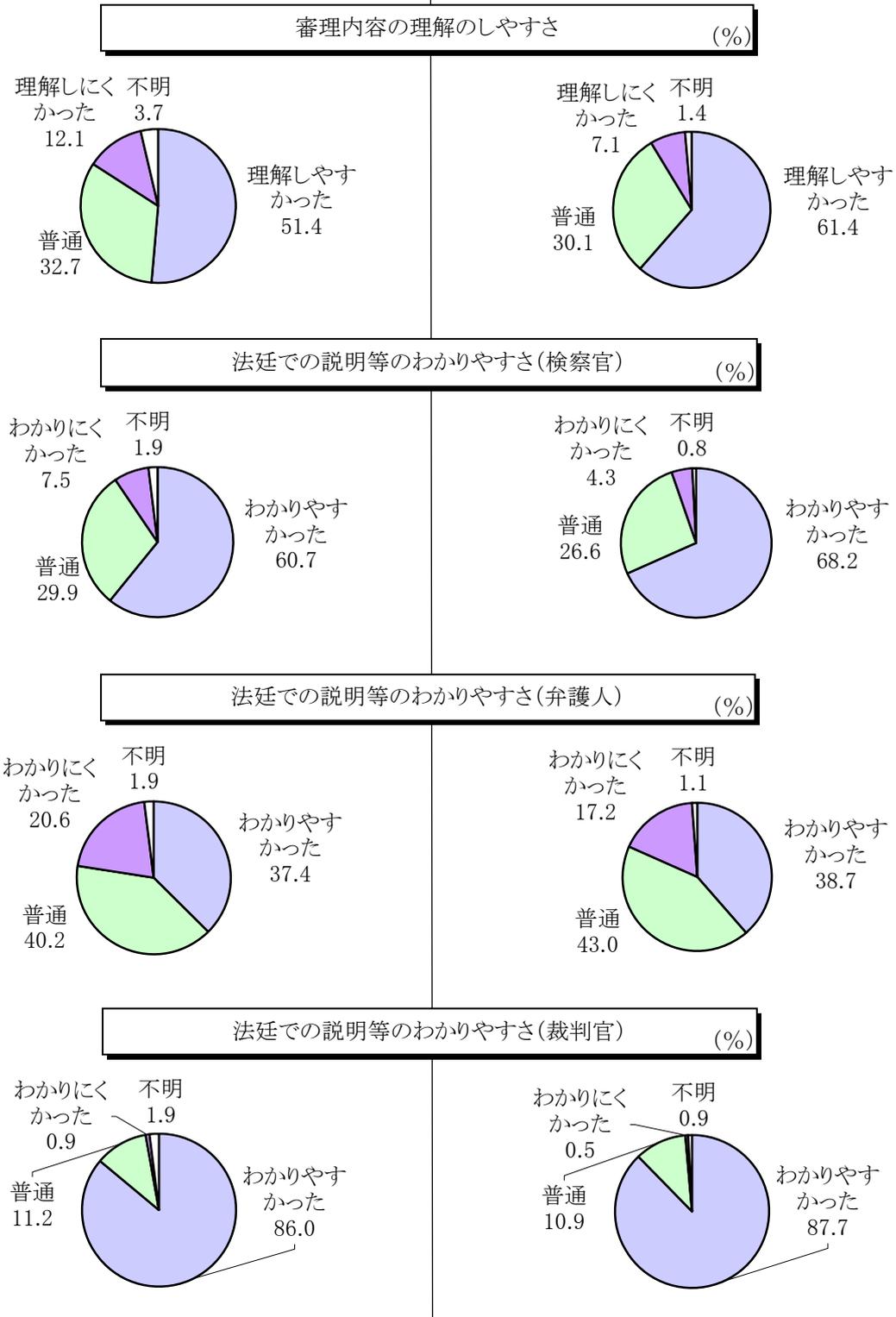
制度施行～平成24年5月末

【死刑求刑事件】

n=107

【死刑求刑以外の事件】

n=20,893



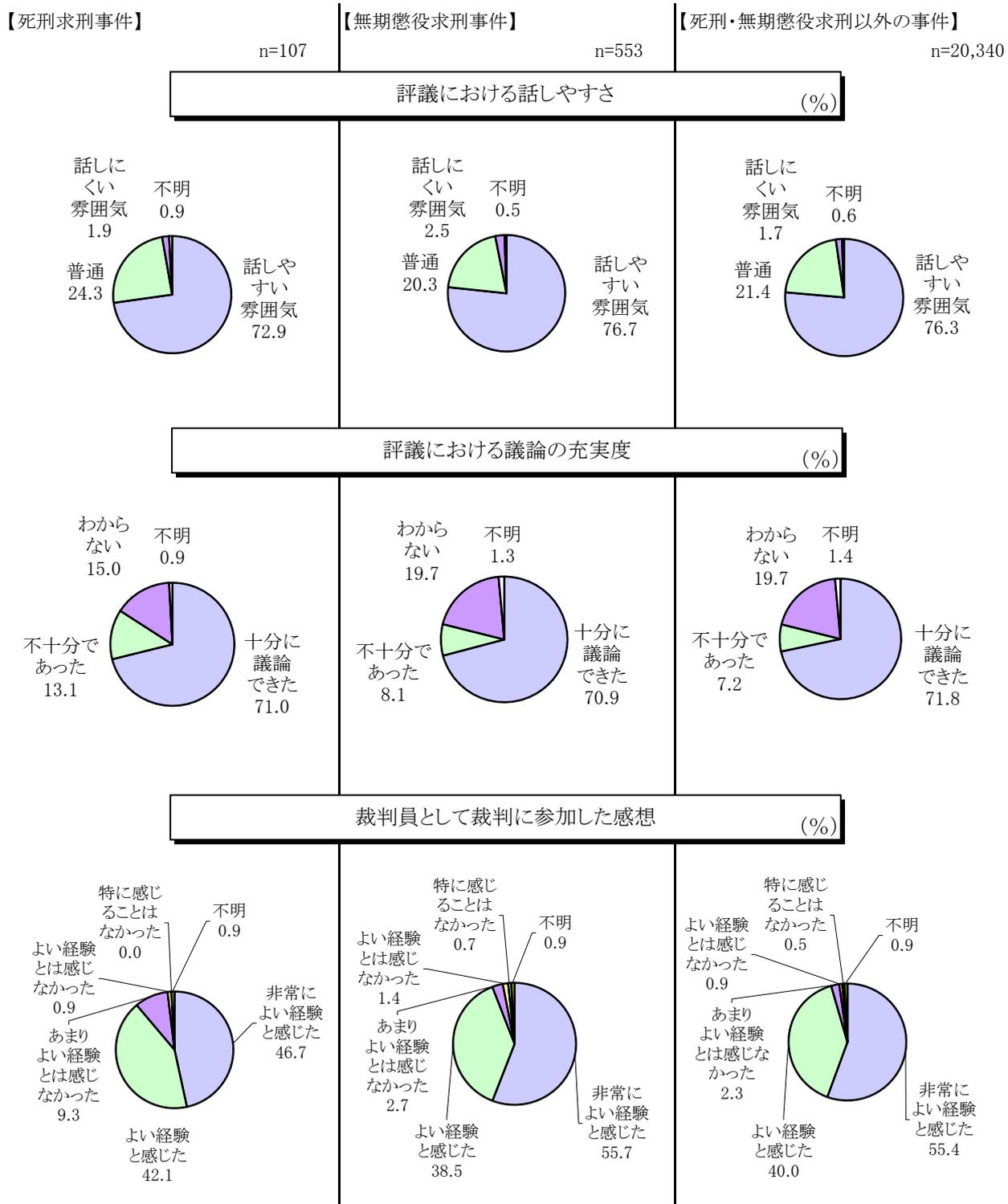
図表 7 2 【死刑求刑事件】平均評議時間の比較（自白否認別）

制度施行～平成 2 4 年 5 月末

		総数	自白	否認
総数	判決件数	3,595	2,155	1,440
	平均評議時間(分)	536.4	442.2	677.3
死刑求刑事件	判決件数	18	6	12
	平均評議時間(分)	1,809.4	1,633.3	1,897.5
無期懲役求刑事件	判決件数	96	29	67
	平均評議時間(分)	840.8	594.5	947.4
死刑求刑事件, 無期懲役 求刑事件以外の事件	判決件数	3,481	2,120	1,361
	平均評議時間(分)	521.4	436.8	653.3

図表 7 3 【死刑求刑事件】裁判員経験者アンケート結果の比較

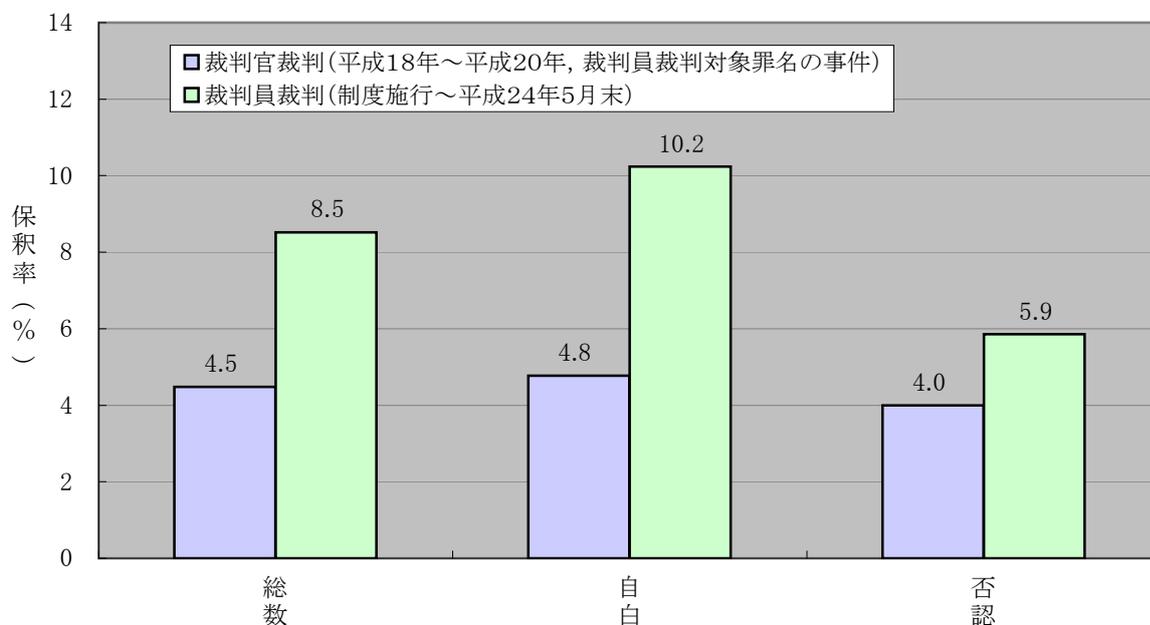
制度施行～平成 2 4 年 5 月末



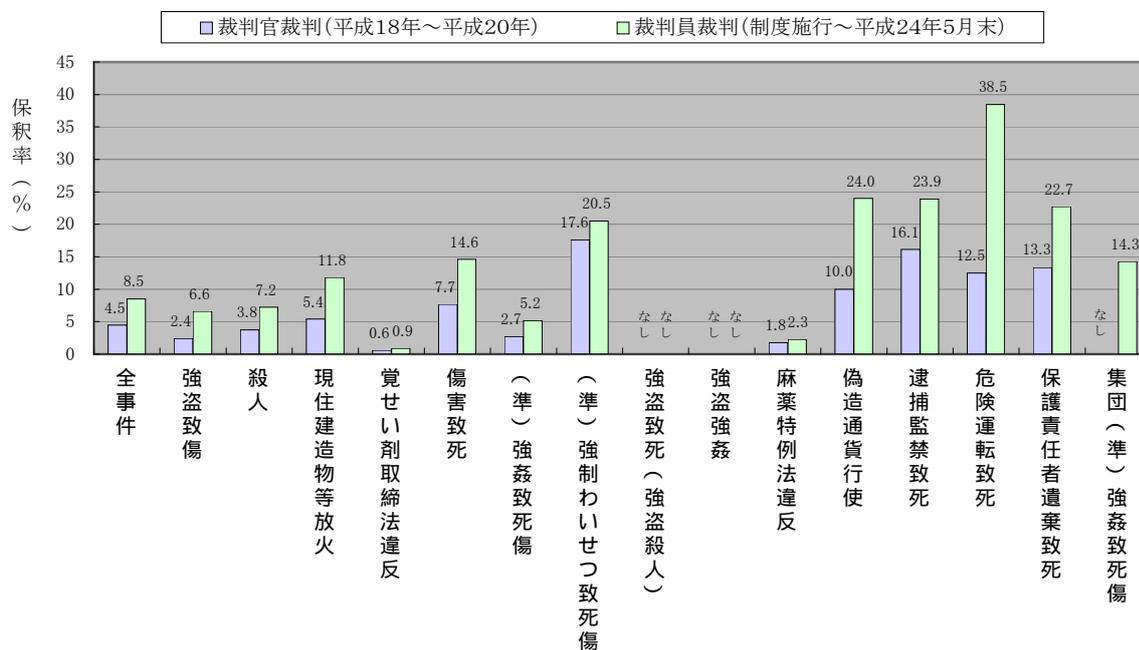
図表 7 4 保釈率の比較（自白否認別）

		裁判官裁判 (裁判員裁判対象罪名の事件) (平成18年～平成20年)	裁判員裁判 (制度施行～平成24年5月末)
総数	判決人員	7,287	3,801
	うち勾留された人員(A)	7,234	3,791
	うち保釈により釈放された人員 (B)	324	323
	(保釈率) (B/A) (%)	(4.5)	(8.5)
自白	判決人員	4,548	2,310
	うち勾留された人員(A)	4,509	2,306
	うち保釈により釈放された人員 (B)	215	236
	(保釈率) (B/A) (%)	(4.8)	(10.2)
否認	判決人員	2,739	1,491
	うち勾留された人員(A)	2,725	1,485
	うち保釈により釈放された人員 (B)	109	87
	(保釈率) (B/A) (%)	(4.0)	(5.9)

(注) 裁判官裁判は、裁判員裁判対象罪名の事件のうち、有罪（一部無罪を含む。）及び無罪人員を基に計上した。

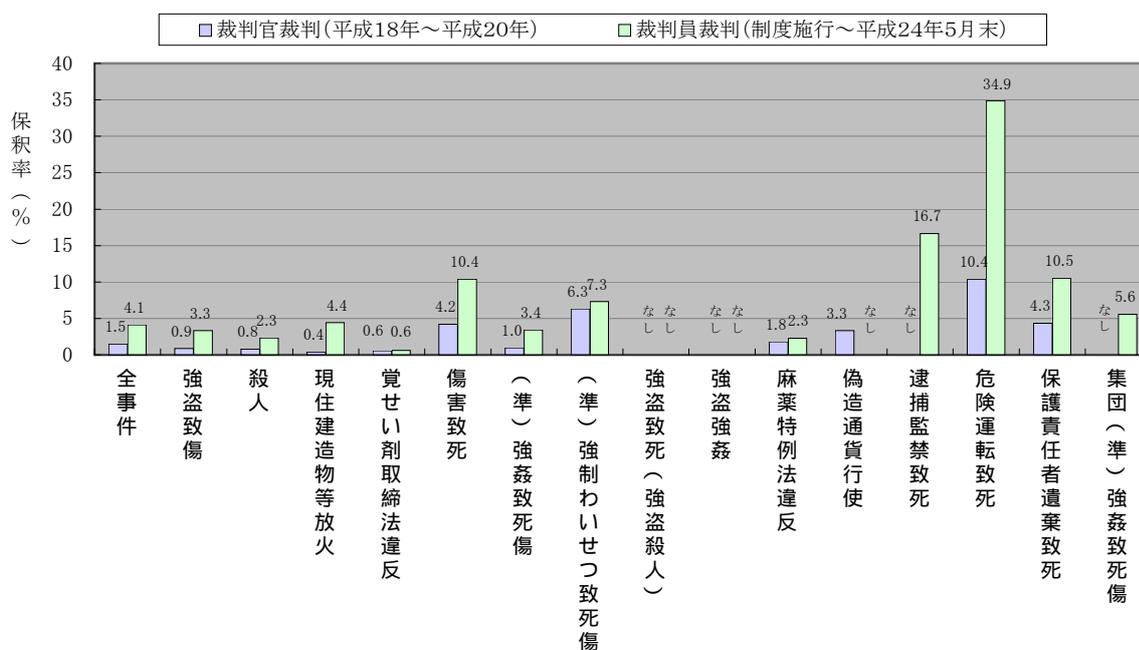


図表 7 5 保釈率の比較（罪名別）



(注) 1 裁判員裁判の判決人員が上位15位までの罪名(未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。)について、罪名別の数値を掲げた。
 2 裁判官裁判は、裁判員裁判対象罪名の事件のうち有罪(一部無罪を含む。)及び無罪人員を基に計上した。

図表 7 6 実刑判決を宣告された者についての保釈率の比較（罪名別）



(注) 裁判員裁判の判決人員が上位15位までの罪名(未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。)について、罪名別の数値を掲げた。

図表 7 7 控訴率の比較（罪名別）

裁判官裁判（平成 1 8 年～平成 2 0 年），裁判員裁判（制度施行～平成 2 4 年 5 月末）

		有罪・無罪 (A)	家裁へ 移送	控訴人員 (B)	控訴率 (B/A) (%)
全事件	裁判官裁判	7,287	5	2,498	34.3
	裁判員裁判	3,797	4	1,311	34.5
強盗致傷	裁判官裁判	1,828	2	635	34.7
	裁判員裁判	894	3	307	34.3
殺人	裁判官裁判	1,793	-	635	35.4
	裁判員裁判	859	-	291	33.9
現住建造物等放火	裁判官裁判	742	-	130	17.5
	裁判員裁判	349	-	71	20.3
覚せい剤取締法違反	裁判官裁判	176	-	109	61.9
	裁判員裁判	343	-	168	49.0
傷害致死	裁判官裁判	578	2	188	32.5
	裁判員裁判	334	1	122	36.5
(準)強姦致死傷	裁判官裁判	563	-	185	32.9
	裁判員裁判	213	-	85	39.9
(準)強制わいせつ致死傷	裁判官裁判	378	-	79	20.9
	裁判員裁判	195	-	37	19.0
強盗致死(強盗殺人)	裁判官裁判	253	1	176	69.6
	裁判員裁判	108	-	69	63.9
強盗強姦	裁判官裁判	201	-	92	45.8
	裁判員裁判	106	-	45	42.5
麻薬特例法違反	裁判官裁判	280	-	116	41.4
	裁判員裁判	88	-	33	37.5
偽造通貨行使	裁判官裁判	112	-	25	22.3
	裁判員裁判	75	-	8	10.7
逮捕監禁致死	裁判官裁判	31	-	8	25.8
	裁判員裁判	46	-	16	34.8
危険運転致死	裁判官裁判	128	-	32	25.0
	裁判員裁判	43	-	17	39.5
保護責任者遺棄致死	裁判官裁判	30	-	7	23.3
	裁判員裁判	24	-	9	37.5
集団(準)強姦致死傷	裁判官裁判	51	-	19	37.3
	裁判員裁判	21	-	9	42.9

(注) 1 裁判員裁判の判決人員が上位 1 5 位までの罪名（未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。）について、罪名別の数値を掲げた。

2 裁判官裁判は、裁判員裁判対象罪名の事件のうち有罪（一部無罪を含む。）、無罪及び家裁への移送人員を基に計上した。

図表 7 8 申立人別の控訴審の終局人員及び控訴理由別内訳の比較

		第一審が裁判官裁判			第一審が裁判員裁判				
控訴審の終局年		平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)	
控訴審の終局人員	総数	956	797	702	3	215	452	134	
	被告人側	900	737	643	3	215	449	133	
	検察官	28	26	24	-	-	2	1	
	双方	28	33	34	-	-	1	-	
	その他	-	1	1	-	-	-	-	
控訴理由	被告人側	絶対的控訴理由	24	22	24	-	7	27	4
		訴訟手続の法令違反・法令適用の誤り	132	117	117	1	31	93	21
		量刑不当	723	610	512	1	174	362	102
		事実誤認	450	407	374	1	87	254	69
		判決後の情状	56	56	55	-	27	56	17
		その他	2	6	7	-	3	1	1
	検察官側	絶対的控訴理由	-	-	-	-	-	-	-
		訴訟手続の法令違反・法令適用の誤り	2	2	4	-	-	1	-
		量刑不当	47	42	40	-	-	2	-
		事実誤認	11	26	23	-	-	1	1
		判決後の情状	1	-	-	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。
 2 「申立人別の控訴審の終局人員」の「その他」は、破棄差戻し・同移送である。
 3 控訴理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。
 4 控訴審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強姦致死傷、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身の代金拐取、拐取者身の代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗強姦及び強盗強姦致死の15罪名(未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。)のものに限る。

図表 7 9 控訴審結果の比較

控訴審における終局人員及び結果別・破棄理由別人員

		第一審が裁判官裁判 (控訴審の終局が平成18年～ 平成20年)	第一審が裁判員裁判 (控訴審の終局が制度施行～ 平成24年5月末)	
控訴審終局人員		2,455	804	
破棄人員 (破棄率(%))		431 (17.6)	53 (6.6)	
破棄自判	有罪	絶対的控訴理由(刑訴377条・378条)	5	2
		訴訟手続の法令違反(刑訴379条)	5	1
		法令適用の誤り(刑訴380条)	10	-
		量刑不当(刑訴381条)	129	5
		事実誤認(刑訴382条)	49	1
		判決後の情状(刑訴393条2項)	207	40
		その他	17	-
	有罪・ 一部無罪	絶対的控訴理由(刑訴377条・378条)	-	-
		訴訟手続の法令違反(刑訴379条)	-	-
		法令適用の誤り(刑訴380条)	-	-
		量刑不当(刑訴381条)	-	-
		事実誤認(刑訴382条)	8	1
		判決後の情状(刑訴393条2項)	-	-
		その他	-	-
	無罪	絶対的控訴理由(刑訴377条・378条)	-	-
		訴訟手続の法令違反(刑訴379条)	1	-
		法令適用の誤り(刑訴380条)	-	-
		量刑不当(刑訴381条)	-	-
		事実誤認(刑訴382条)	2	2
		判決後の情状(刑訴393条2項)	-	-
		その他	-	-
破棄差戻し・ 同移送	絶対的控訴理由(刑訴377条・378条)	-	-	
	訴訟手続の法令違反(刑訴379条)	6	1	
	法令適用の誤り(刑訴380条)	-	-	
	量刑不当(刑訴381条)	1	-	
	事実誤認(刑訴382条)	4	-	
	判決後の情状(刑訴393条2項)	-	-	
	その他	-	-	
判棄控 決却訴	方式違反等(刑訴395条)	2	-	
	控訴理由なし(刑訴396条)	1,738	646	
控 決 訴 定 棄 却	方式違反等(刑訴385条)	-	-	
	控訴趣意書不差出し(刑訴386条1項1号)	1	-	
	控訴趣意書不適式(刑訴386条1項2号)	-	-	
	控訴理由不該当(刑訴386条1項3号)	-	-	
公訴棄却判決		-	-	
公訴棄却決定		12	6	
取下げ		271	99	
移送・回付		-	-	

(図表 7 9 つづき)

控訴審における終局人員に占める破棄理由別人員の割合

	第一審が裁判官裁判 (控訴審の終局が 平成18年～平成20年)	第一審が裁判員裁判 (控訴審の終局が 制度施行～平成24年5月末)
事実誤認(刑訴382条)(%)	2.6	0.5
量刑不当(刑訴381条)(%)	5.3	0.6
判決後の情状(刑訴393条2項)(%)	8.4	5.0

(注) 控訴審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強姦致死傷、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身の代金拐取、拐取者身の代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗強姦及び強盗強姦致死の15罪名(未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。)のものに限る。

図表 8 0 控訴審における事実の取調べの行われた人員の比較

	控訴審 終局人員	事実の取調べの行われた人員			
		総数	被告人質問のみ	被告人質問と 他の証拠調べ	他の証拠調べのみ
第一審が裁判官裁判 (控訴審の終局が平成18 年～平成20年)	2,455	1,924 (78.4)	782 (31.9)	1,006 (41.0)	136 (5.5)
第一審が裁判員裁判 (控訴審の終局が制度施行 ～平成24年5月末)	804	507 (63.1)	269 (33.5)	192 (23.9)	46 (5.7)

(注) 1 ()内は終局人員に対する割合(%)である。

2 控訴審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強姦致死傷、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身の代金拐取、拐取者身の代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗強姦及び強盗強姦致死の15罪名(未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。)のものに限る。

図表 8 1 控訴審結果別の上告理由の分布

上告審の終局が制度施行～平成24年5月末

控訴審の結果	上告審終局人員総数	被告人側							検察官側							双方							
		憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	
総数	333	88	46	105	197	179	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	
控訴棄却	315	82	41	99	186	171	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	
破棄自判	死刑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	無期	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	有期懲役	30年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		25年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		20年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		15年以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		10年以下	6	2	2	3	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		7年以下	3	-	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		5年以下	7	3	2	1	6	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3年以下	1	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	うち執行猶予	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
破棄差戻し・同移送	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
公訴棄却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1 上告理由が複数ある場合には、各欄にそれぞれ重複して計上した。
 2 上告理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。

図表 8 2 控訴審結果別の上告審結果の分布の比較

控訴審の結果	第一審が裁判官裁判 (上告審の終局が平成18年～平成20年)							第一審が裁判員裁判 (上告審の終局が制度施行～平成24年5月末)							
	上告審終局人員	上告棄却		破棄		公訴棄却	取下げ	上告審終局人員	上告棄却		破棄		公訴棄却	取下げ	
		判決	決定	差戻し・移送	自判				判決	決定	差戻し・移送	自判			
総数	967	43	726	4	-	4	190	264	3	211	-	1	2	47	
控訴棄却	820	38	613	2	-	3	164	248	3	197	-	1	2	45	
破棄自判	死刑	6	5	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	
	無期	21	-	19	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	
	有期懲役	30年以下	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		25年以下	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		20年以下	13	-	11	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
		15年以下	11	-	9	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
		10年以下	21	-	17	-	-	-	4	5	-	4	-	-	1
		7年以下	25	-	14	-	-	-	11	2	-	1	-	-	1
		5年以下	23	-	19	-	-	-	4	7	-	7	-	-	-
		3年以下	17	-	16	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-
うち執行猶予	4	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
無罪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
破棄差戻し・同移送	4	-	3	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	
公訴棄却	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 上告審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強姦致死傷、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身の代金拐取、拐取者身の代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗強姦及び強盗強姦致死の15罪名(未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。)のものに限る。

図表 8 3 守秘義務に関する裁判員経験者の意見・感想

制度施行～平成24年5月末

		意見数
守秘義務に関して意見を述べた裁判員経験者の総数		324
負担の有無	守秘義務の負担を感じるとするもの	26
	守秘義務の負担は(ほとんど)ないとするもの	179
守秘義務の要否	守秘義務は必要であるとするもの	73
	守秘義務を緩和すべきだとするもの	8
その他	守秘義務を守っているとするもの	50
	守秘義務の範囲が分かりにくいとするもの	61
	その他	57

- (注) 1 各庁において開催された95回の意見交換会の参加者592人を対象とした。
 2 意見・感想の内訳については、1人の経験者が複数の意見・感想を述べた場合、意見・感想ごとに計上した。

図表 8 4 裁判員メンタルヘルスサポート窓口利用件数

制度施行～平成24年5月末

	総数	電話	Eメール (WEB)	面接
総数	163	145	4	14
健康相談	40	40	-	
メンタルヘルス相談	123	105	4	14

〈参考〉 (平成23年4月～平成24年5月末)

① 相談内容の内訳

		延べ件数	割合 (%)
健康相談	相談別総数	5	100.0
	健康不安	2	40.0
	病気の懸念	2	40.0
	疾病のケア	-	-
	健康・医療情報が欲しい	-	-
	問い合わせ	-	-
	その他	1	20.0
			延べ件数
メンタルヘルス相談	相談別総数	63	100.0
	不安についてのアドバイス	15	23.8
	話を聞いてほしい	16	25.4
	ストレスを感じる	-	-
	メンタル症状が出ている	22	34.9
	健康・医療情報が欲しい	1	1.6
	問い合わせ	6	9.5
	その他	3	4.8

② 医療機関紹介件数

総数	2
健康相談	-
メンタルヘルス相談	2

図表 8 5 手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者及び裁判員等の数

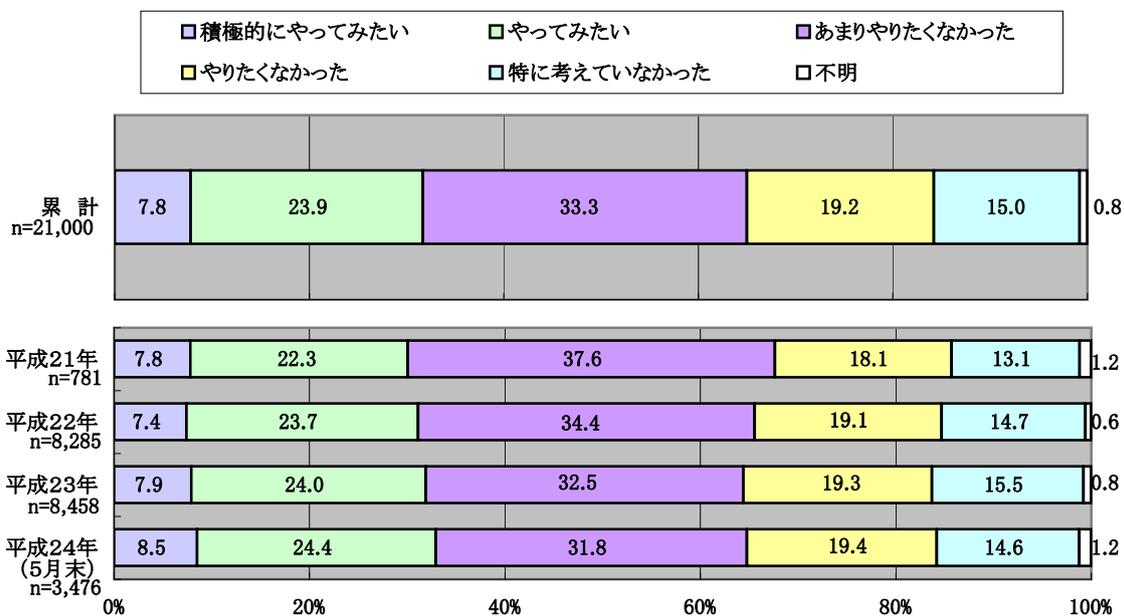
制度施行～平成24年5月末

	選任手続期日に出席した 裁判員候補者	選任された 裁判員・補充裁判員
手話通訳	13	3
要約筆記	16	4
点字翻訳	10	3
総数	115,695	29,574

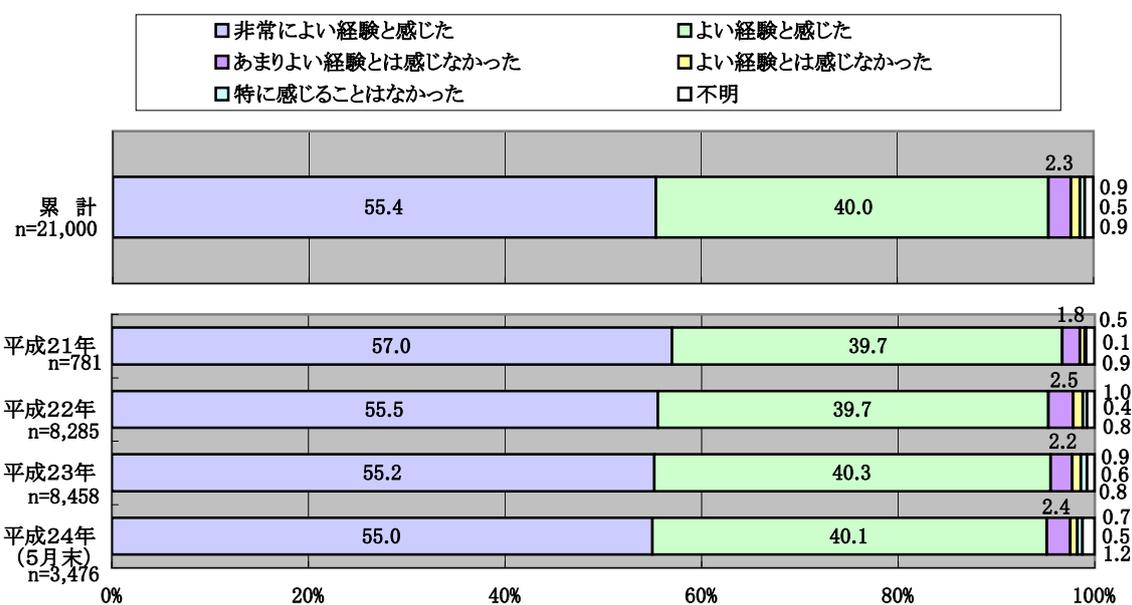
(注) 複数に該当する場合は、重複して計上した。

図表 8 6 裁判員に選ばれる前の気持ちと参加した感想についての裁判員経験者アンケート結果

裁判員に選ばれる前の気持ち



裁判員として裁判に参加した感想



(注) 欄外の数値は、次のとおりである。
 上段「よい経験とは感じなかった」、中段「特に感じることはなかった」、下段「不明」

図表 8 7 裁判員経験者の意見交換会における裁判員経験者の感想

制度施行～平成 2 4 年 5 月末

1 裁判員制度全般に関する感想	意見数
<p>(1) 裁判員裁判への参加が良い経験になったとする意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普段ニュースも新聞も見ないという生活だったが、裁判員裁判を経験して世間にも目を向けられるようになり、とても良い経験をさせてもらったと思う。子どもはまだ9歳だが、話を聞いてくれるし、これからもいろいろなことに興味を持ってくれたらよいと思います。子どもにも是非経験させてあげたいと思った。 ・ 一般の人が裁くことから、最初凄く忌避されがちな制度だとは思ったが、そこまで嫌がる程のことではないかなと感じた。こうやって参加する事でどうして社会でこのような事がおこるのか、社会の縮図を見るようで、自分がどうしなければいけないかを考えるきっかけになった。予想外に参加して良かったなどというのが今の気持ち。 ・ 裁判員制度や仕組みについて、知識しか持っていなかったのに、この経験で非常に身近に感じるようになった。判決を出す前の評議で、初めてお会いする方と、家族や友人とはあまりしないような話を真剣にしたことにより、いろいろな人がいて、いろいろな考え方があったのだと感じられる経験をした。この経験が糧になると思われたし、世の中のためになったという充実感があつた。 ・ 裁判員の経験をしてなかったら、裁判員裁判の新聞報道でしか事件を見ることできない。この判決が出るまでにどういった人たちがどういった手続をされて、この判決が出されたかという裏側まで分かるというのは非常にいい経験だったと思う。 	288
<p>(2) 負担を述べる意見や、消極的な評価を含む意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終日に判決を言い渡すときに、ほとんどの方が言っていたが、大変重たい気持ちになった。罪を犯して裁くということで判決を言い渡したが、私自身が感じたのは、法に関して全くの素人である自分が意見を交換して、裁判官のもとで決めた結果ではあるが、こういう形で判決を言い渡すのが、どうなのかなと感じた。 ・ 今まで、人を裁くというところに参加をさせていただくことはやったこともないし、人の人生の一部分を担わせていただくということなので、やっぱり精神的負担というのはあつた。あとは、専門的な知識はそこまで求められていないと思うと、足を運ぶことにそんなにハードルは感じなかったが、審理に参加していく中で、大分深く考えさせられたというところはあり、3日、4日の話だったけれども、精神的には疲れた。 ・ やらないほうがよかったのか、やったほうがよかったのか分からないが、たくさんの方の意見を聞いて、人の考えもいろいろあるなというふうに分かったが、他の事件とかもテレビで見たりすると、トラウマのように思い出したり、自分たちが下した判決というのは本当にその人のためによかったのかというのも思い出すことが多々ある。 ・ あまりにも事件が多すぎて短時間で頭の中の整理がつかなかった。それと審理5日間で結論を出さなくてはならないということで大変だった。 	59

(図表 8 7 つづき)

2 裁判員裁判に参加した前後の変化について	意見数
<p>(1) 裁判や事件への関心や、考え方に変化が生じたとする意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (裁判員を経験して) マナーが良くなった。信号を守るとかちょっとした事だが、そういうところからやっていると世の中よくなるとつくづく感じた。 ・ テレビを今まで流してみていたが、気になるようにもなった。裁判員を経験する事でどんな犯罪でも、我が家だけでも、悪い事をすると大変な事になると伝えることができる。その重みが分かる。そうして犯罪が減ってくるのではないかと感じた。 ・ 家族のありがたさ、家族がいてよかったというのは、すごく感じるようになった。事件も、こんなことが本当にあるのだと。子供の心のことも、もっと考えようというか、自分に置き換えたりして、これからの糧にしようという前向きに考えた。 ・ 自分の全く知らない世界であり、目の前にすごく強いインパクトで出てきて、それに対し、何も知らずに他人事だったという感じがして、自分がしっかり社会の一員として何かしてあげたいと非常に強く思った。犯罪をなくすために何をしたらいいのかと割と真剣に考えるようになってきた。 ・ 裁判員制度は経験させてもらって私の人生の勉強になったと思う。子どもにもそういう話をして、そしたらニュースなんかも見出したし、そういうことに関して私自身も勉強させてもらってよかった。新聞とかニュースとかを見るようになり、子どもと話ができるようになった。 ・ 報道の部分での意識の持ち方が変わったりとか、普段の生活の中で、物事を公平に見るような、そういうことが勉強になったんじゃないかなと思っている。先入観をなくしてというのは基本だったと思うが、そういったことを見直すいい経験になった。 ・ こういう経験をしたことによって、本当は大切に生きなきゃいけないとか、やはり、人に対しての思いやりとか、そういうことを大切に生きなきゃいけないかなというのも実感した。 ・ 人が犯罪を犯すというのは、自分が住む社会の一部のことであり、犯罪が起こる社会状況の背景を考えるきっかけになったと思う。自分が本当に社会とつながっているんだということが実感できた。社会の出来事が、全然関係ないことだと思わなくなった。 	94
<p>(2) 裁判が気になるようになったとする意見</p>	131
<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判への関心が高まり、裁判員裁判の報道があると一生懸命ニュースを見たり、裁判の進行を興味深く見聞きするようになった。 	
<p>(3) 変化は特にないとする意見</p>	22

(注) 各庁において開催された95回の意見交換会の参加者592人を対象とした。